

特定行為に係る地域標準手順書(大阪府医師会版)

膀胱ろうカテーテルの交換

【当該手順書に関する特定行為の対象となる患者】

在宅で訪問看護を受けている患者または施設入所者で、膀胱ろう造設後に医師により膀胱ろうカテーテルの交換が1回以上行われ、ろう孔が完成した患者のうち、以下1～4に該当する場合。

1. 在宅における初回の交換ではない。初回交換であれば医師の同席が望ましい。
2. 何らかの原因でカテーテルが抜けてしまった場合
3. 何らかの原因でカテーテルが閉塞・破損した場合
4. 定期的な時期による交換

【看護師が特定行為を行うことができる患者の病状】

- バイタルサイン、全身状態、病状が平常時と変化がない
- ろう孔から出血がない
- 交換前のカテーテルの可動性が良好である
- ろう孔に感染徴候がない

病状の範囲外

不安定・緊急性あり

担当医師に直接連絡し、指示をもらう

病状の範囲内

安定・緊急性なし

【診療の補助の内容】 膀胱ろうカテーテルの交換

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態とバイタルサインに変化がない
- 患者が抵抗的ではない
- 交換後の下腹部痛がないか、あっても軽度である
- 交換後のカテーテルの可動性が良好である
- 交換後のカテーテルからの尿の流出が良好である
- ろう孔から持続的な出血が認められない

当てはまらない項目が一つでもある場合は、担当医師に直接連絡し、指示をもらう

【その他:患者の状態として注意が必要な内容】

【特定行為を行った後の医師への報告の方法】

<電話連絡について>

- 事後、病状等に変化がある場合のみ必要
- 事後、病状等の変化の有無に関わらず必要

<情報共有方法>

- 事後、できるだけ早く以下の方法で速やかに連絡（該当するものに○）

〔医療介護情報共有システム・FAX・メール・その他（ ）〕